

第3条 分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、当該各号に定めるもの以外のものとする。

- 一 商 港 区 別表第1
- 二 特殊物資港区 別表第2
- 三 工 業 港 区 別表第3
- 四 漁 港 区 別表第4

2 前項の規定にかかわらず知事が特に公益上必要があると認める場合には、許可することができる。

別表第1（第3条関係）

- 1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）
- 2 海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- 3 税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、検疫所、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
- 4 旅館及びホテルの施設並びに飲食店の店舗（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むためのものを除く。）
- 5 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 6 港湾の利用に関連する情報処理施設、電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- 7 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他流通業務施設
- 8 港湾を利用する者のための診療所
- 9 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設及び文化レクリエーション施設並びにこれらの附帯施設
- 10 港湾を利用する者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険会社の店舗
- 11 港湾を利用する者のために物品販売業を営む者の店舗その他知事が指定する便益施設

別表第2（第3条関係）

- 1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）
- 2 海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- 3 地方運輸局、地方整備局港湾空港部、海上保安部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所

別表第3（第3条関係）

- 1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- 2 原料若しくは製品の一部の輸送を海上輸送若しくは港湾運送に依存する製造業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設
- 3 前号に規定する事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- 4 第2号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
- 5 前3号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 6 税関、地方運輸局、地方整備局港湾空港部、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
- 7 第2号から第4号までに規定する工場及び施設に勤務する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設

別表第4（第3条関係）

- 1 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- 3 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
- 4 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- 5 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- 6 製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- 7 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- 8 漁業関係者のための休泊所及び診療所
- 9 漁業会社、漁業組合その他知事が指定する団体及び水産業者の事務所
- 10 水産庁、港湾管理者その他知事が指定する官公署の事務所
- 11 漁業関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営むための店舗を除く。）その他知事が指定する便益施設